

横浜市路線バス運行協力金助成事業実施要綱

制定 令和2年9月30日道企第548号

(目的)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。）第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨を宣言した令和2年4月7日から令和2年5月25日までの期間中（以下「緊急事態宣言期間中」という。）に、地域を支える公共輸送サービスを確保するために乗合バス路線の運行を継続したバス事業者に対して、予算の範囲内において横浜市路線バス運行協力金（以下「協力金」という。）を交付することに関し、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乗合バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条の許可を受け、法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(2) 乗合バス路線

法第4条の許可を受け、法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業で、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第3条の3第1項第1号に定める路線定期運行を行う路線をいう。

(3) 空港連絡バス路線

主として駅ターミナルと空港間の輸送を目的に運行する乗合バス路線をいう。

(4) 高速バス路線

省令第3条の3第1項第1号に定める路線定期運行を行うバス路線のうち、省令第10条第1項第1号ロの運賃を適用する路線をいう。

(5) 定期観光バス路線

省令第3条の3第1項第1号に定める路線定期運行を行うバス路線のうち、省令第10条第1項第1号イの運賃を適用する路線をいう。

(交付対象事業者)

第3条 協力金の交付対象事業者は、緊急事態宣言期間中に次条に規定する交付対象路線の運行を継続した乗合バス事業者とする。

(交付対象路線)

第4条 協力金の交付対象となるバス路線（以下「交付対象路線」という。）は、横浜市内に停留所がある乗合バス路線とする。ただし、次のバス路線は、協力金の交付対象外とする。

(1) 空港連絡バス路線

(2) 高速バス路線

(3) 定期観光バス路線

(協力金の額)

第5条 協力金の交付額は、令和2年10月1日時点で交付対象事業者が保有し、かつ、交付対象路線に供している車両数に、80,000円を乗じた額とする。

(協力金の交付の申請)

第6条 協力金の交付を受けようとする者は、横浜市路線バス運行協力金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、令和2年10月30日までに、市長に提出するものとする。

- (1) 交付対象路線に供している車両数の算定根拠を明らかにした書類
- (2) 営業所毎の保有車両数が確認できる書類

2 規則第5条第3項及び第14条第4項の規定により市長が申請書兼実績報告書への記載又は添付を省略させることができる書類は、規則第5条第1項第2号から第4号まで、同条第2項第1号から第4号まで及び第14条第1項第2号から第5号までの規定に掲げる書類とする。

(協力金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、協力金の交付の決定及び額の確定を行い、横浜市路線バス運行協力金交付決定及び額の確定通知書(第2号様式)をもって、当該申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、申請者が交付対象事業者に該当しないと疑われる場合又は虚偽若しくは不正な手段による申請が疑われる場合は、関係書類の提出の指示、事情聴取又は調査を行うことができる。既に協力金を交付決定した場合も、同様とする。
- 3 市長は、第1項の規定により審査した結果、協力金を交付しないことを決定したときは、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(協力金の交付の請求)

第8条 協力金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、横浜市路線バス運行協力金交付請求書(第3号様式)により、協力金の交付の請求を行うものとする。

(協力金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、協力金の交付決定の全部又は一部の取消し(以下「交付決定の取消し等」という。)を行うことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 横浜市路線バス運行協力金交付申請書兼実績報告書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 協力金交付決定の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消し等を行ったときは、交付決定者にその旨を通知するものとする。

(協力金の返還)

第10条 交付決定者は、前条第1項の規定による交付決定の取消し等に係る部分について、既に協力金の交付を受けているときは、協力金を市長に返還しなければならない。

(状況の報告)

第11条 市長は、協力金に係る事業の実施状況の報告について、求めることができる。

(協力金の経理等)

第12条 協力金の交付を受けた者は、協力金に係る経理について、帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び同項の規定による協力金に係る経理の証拠書類は、協力金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しておくものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

年 月 日

横浜市長 様

事業者名
住所
代表者氏名

印

横浜市路線バス運行協力金交付申請書兼実績報告書

下記のとおり横浜市路線バス運行協力金の交付を申請します。なお、本申請にあたり、横浜市路線バス運行協力金助成事業実施要綱を遵守します。

記

1 交付を受けようとする協力金の額

交付対象路線に 供している車両数	協力金の額
台	¥ . -

2 交付対象路線に供している車両数の内訳

	営業所名	交付対象路線に供し ている車両数（台）
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
合計		

3 実績報告

交付 対象路線	令和2年		令和元年 (平成31年)	
	4月	5月	4月	5月
運行系統数 (系統)				
平均運行便数 (便/日)				
平均運行距離 (km/日)				
平均乗車人員 (人/日)				

4 添付書類

- (1) 交付対象路線に供している車両数の算定根拠を明らかにした書類
- (2) 営業所毎の保有車両数が確認できる書類

様

横 浜 市 長

横浜市路線バス運行協力金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日 付で申請のありました横浜市路線バス運行協力金交付申請については、次のとおり交付することを決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

1 事業の名称

横浜市路線バス運行協力金助成事業

2 協力金の交付決定額及び確定額

交 付 対 象 車 両 数	協 力 金 の 確 定 額
台	¥ . -

3 協力金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 横浜市路線バス運行協力金助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項の規定による関係書類の提出の指示、事情聴取又は調査に応じ、及び、要綱第11条の規定による事業の実施状況の報告の求めに応じること。
- (2) 要綱第9条の規定により、協力金の交付決定の取消しがなされた場合には、遅滞なく、協力金の返還をすること。
- (3) 協力金の経理に係る帳簿を備え、協力金の交付を受けた会計年度の翌会計年度から5年間保管すること。

年 月 日

（請求先）
横浜市長 様

事業者名
住 所
代表者氏名 印

横浜市路線バス運行協力金交付請求書

年 月 日 第 号で交付決定の通知を受けた横浜市路線バス運行協力金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 請求金額

¥ _____ . -

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫		支店
預金種目	普通・当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

※ 請求者と口座名義が異なるときは、請求者による委任状、振込依頼書を添付してください。

3 添付書類

- (1) 横浜市路線バス運行協力金交付決定及び額の確定通知書の写し